

資源ごみ集団回収奨励金 平成22年度実績

平成22年度の資源回収量と奨励金額をお知らせします。
また、平成23年度から古着及びボロボロ、ペットボトル、ビン及びカレットを奨励金対象品目に追加しています。

なお、奨励金の請求は、4月から9月までの実施分は10月14日までに、10月から翌年の3月末日までの実施分は3月31日までに請求をお願いします。
今年度もよろしく願います。

【平成22年度実績】

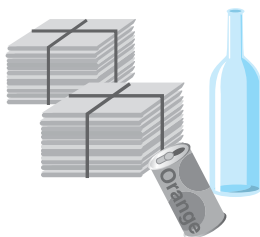
登録推進団体数 30団体

奨励対象品目の資源回収量と奨励金額

合 計	紙 類		古 紙		合 計
	新 聞	雑 誌	ダンボール	牛乳パック	
紙類	151,250kg	81,435kg	52,529kg	41kg	285,255kg
古紙合計					1,426,275円
缶 類					43,160円
アルミ缶					37,170円
スチール缶					80,870円
缶類合計					1,507,145円
合 計					3,011,429円

奨励対象品目以外の資源回収量

ペットボトル	3,704kg
ビン、カレット	5,090kg
古 着 類	15,446kg
鉄 類	4,745kg
バッテリー	200kg
廃 家 電	80kg
合 計	29,265kg



今後事業に参加予定の団体がございましたら町民環境課森元までご相談ください。

電話 (0868) 54-2984

国民年金保険料は 年 金 遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えになります。

保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害者年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。
納付が困難だからといってそのままにせず、必ず役場の国民年金窓口で手続きを行って下さい。

納付が困難なときは	制 度	経 済 的 な 理 由 な ど で 、 保 険 料 を 納 め る こ と が 困 難 な 時 に 利 用 で き る 制 度 で 、 申 請 が 承 認 さ れ る と 保 険 料 納 付 の 全 額 又 は 一 部 (四 分 の 三 、 二 分 の 一 、 四 分 の 二) が 免 除 さ れ ま す 。 保 険 料 免 除 は 、 本 人 と 配 偶 者 、 世 帯 主 の 前 年 所 得 が 一 定 額 以 下 で あ れ ば 承 認 さ れ ま す 。
30歳未満の方は	若年者納付 猶予制度	本人が三十歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。
学生の方は	学生納付 特例制度	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

★保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万の時に、障害者基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や失業保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

お問い合わせ先

役場町民環境課 国民年金係 古市 電話(0868)54-2984
津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-23636